

## 1 基本方針

愛知県立総合看護専門学校（以下「本校」という。）は、「愛知県障害者差別解消推進条例」（平成27年愛知県条例第56号）に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に沿い、学生・受講生が、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に学ぶことができる学校、研修センターとして、障がいのある学生・受講生の支援に努めます。

本校が支援の対象とする障がいのある学生・受講生は、「障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている学生・受講生」です。

基本方針に従い、障がいのある学生・受講生に対して、可能な範囲で合理的配慮の考え方による支援を行います。

## 2 合理的配慮とは

### （1）障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）第2条

合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

### （2）大学等における合理的配慮（障害のある学生の修学支援に関する検討会 第一次まとめ）

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

## 3 支援体制

（1）障がいのある学生・受講生の支援に関する窓口は、教務課又は研修室に設け、支援は学校内の各組織が連携して行います。

（2）障がいのある学生・受講生の支援の方針策定や、支援対象の学生の認定等を行う場合は関係する職員で構成します。

## 4 支援内容等

### （1）基本原則

① 障がいのある学生と受講生に対する支援の範囲は、修学上の活動が対象です。教育とは直接関係しない活動や生活面の合理的配慮については対象となりません。他の学生・受講生と等しく学ぶための権利を確保するための必要かつ適当な変更・調整を示します。

② 修学上の支援内容は、原則として学生・受講生本人からの要望に基づき検討します。合理的配慮決定に際しては、教務課又は研修室において面談し、可能な限り本人が納得できるような内容になるよう努めます。

③ 修学上の支援を受ける学生・受講生として授業科目担当者等に名前を通知するのは、合理的配慮等を要すると認定された学生・受講生です。

④ 合理的配慮等を要する学生・受講生として認定されていることをどの範囲の人に伝えるかは、学生・受講生本人の意思を尊重します。

(2) 支援内容の具体例

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、申請者の個別の事案に応じて検討し可能な範囲で調整します。
- ・臨地実習

臨地実習は、学生が受け持つ対象の安全安楽が最も重要であり、阻害されることはあってはならないため、実習施設先の臨地実習責任者、臨地実習指導者、スタッフへの説明と理解を求めて調整していきます。

5 障害等を理由とする修学支援に関する申請の流れ

